

令和6年度

第1回 福島県消費者教育推進地域協議会 議事録

令和6年12月3日（火）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和6年12月3日(火)  
午後1時30分 開会  
午後2時30分 閉会

2 場 所 福島県消費生活課センター研修室

3 出席委員 15名

福島県消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中里 真	福島大学准教授	出席
	加藤 亮	会津大学短期大学部講師	オンライン
	鎌田 真理子	医療創生大学教授	出席
法曹関係者	松本 晋平	司法書士	オンライン
	伊藤 龍太	弁護士	オンライン
	吉野 秀信	弁護士	出席
消費者団体 NPO	佐藤 一夫	福島県生活協同組合連合会代表理事会長	オンライン
	北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会副会長	欠席
	和田 秀子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	欠席
消費者代表	氏居 俊夫	(公募委員)	出席
	後藤 江美子	(公募委員)	出席
事業者団体	金子 市夫	福島県商工会連合会専務理事	出席
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル 営業企画室 総括マネジャー	欠席
	鈴木 ハル江	J A福島女性部協議会会長	出席
	根本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	出席
	亀岡 まゆみ	福島商工会議所女性会副会長	欠席
福祉関係者	佐藤 正紀	福島県社会福祉協議会地域福祉課 自立支援課長	出席
	安部 正夫	福島県民生児童委員協議会副会長	出席
学校・教職員	加藤 広明	福島市立西根中学校長	出席
	加藤 香洋	福島県立川俣高等学校長	欠席

#### 4 事務局

生活環境部政策監	金田 勇
消費生活課長	國分 亮子
主幹兼副課長	千葉 弘信
主幹	荒川 麻知子
主任主査	伊澤 由美子
主査	三瓶 雄介
消費者教育コーディネーター	根本 弓月

#### 5 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指命について
- (3) 消費者教育推進地域協議会について
- (4) 本県の消費者教育の現状と課題について

#### 6 概要

(開会 午後1時30分)

消費生活課 千葉主幹兼副課長

定刻となりましたので、只今より、第1回福島県消費生活審議会及び第1回福島県消費者教育推進地域協議会を始めます。

本日、司会を務めさせていただきます、福島県消費生活課主幹兼副課長の千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本会議は附属機関の設置に関する条例に基づき、設置されております。附属機関等の会議の公開に関する指針によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了解願います。

会議に先立ちまして、福島県生活環境部政策監の金田より御挨拶を申し上げます。

生活環境部 金田政策監

福島県生活環境部政策監の金田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、令和6年度の第1回福島県消費生活審議会及び第1回福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

皆様には大変お忙しい中、本会場、また、オンラインにて御出席頂きまして、誠にありがとうございます。今回は、7月の委員改選後、初めての会議となります。皆様には、委員就任を御快諾頂きまして、心より御礼申し上げます。

さて、コロナ禍以降、新しい生活様式の浸透に伴い、消費生活のデジタル化が加速してい

るほか、令和4年の民法改正に伴う成年年齢の引下げにより、若年層を対象とした実践的な消費者教育の推進が必要となるなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しております。

県といたしましては、このような状況に適切に対応していくため、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする福島県消費者基本計画に基づき、各種施策を展開しているところであります。

近年は高齢者の消費者被害の増加や、スマートフォン等のデジタル機器の利用開始時期の低年齢化などに加えまして、情報通信サービスの普及に伴い、SNS型の投資詐欺やロマンス詐欺といった被害件数が急増するなど、消費者被害も多様化、深刻化しております。

そうした背景から、県民一人一人が自ら考え、自ら行動する、自立した消費者の能力を身につけるために、消費者教育の重要性が年々増してきております。

このような状況を踏まえまして、令和8年度以降の本県の消費者行政の指針となります、次期福島県消費者基本計画に、委員の皆様のご意見を反映させるため、本日は前半で、福島県消費者教育推進地域協議会を開催いたしまして、本県の消費者教育の現状や課題に対して御意見を伺えればと思っております。

後半には、福島県消費生活審議会を開催しまして、消費者行政や消費者基本計画の概要等について御説明申し上げます。

委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

会議に先立ちまして、令和6年7月25日から令和8年7月24日までの2年間、福島県消費生活審議会委員、福島県消費者教育推進地域協議会委員を務めていただきます、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、本日こちらの会場に出席されていらっしゃる方のうち、審議会、協議会の両委員の皆様です。

福島大学准教授の <sup>なかざと</sup>中里 <sup>まこと</sup>真 委員

医療創生大学教授の <sup>かまだ</sup>鎌田 <sup>まりこ</sup>真理子 委員

弁護士の <sup>よしの</sup>吉野 <sup>ひでのぶ</sup>秀信 委員

公募により選任されました <sup>うじい</sup>氏居 <sup>としお</sup>俊夫 委員

同じく公募により選任されました <sup>ごとう</sup>後藤 <sup>えみこ</sup>江美子 委員

福島県商工会連合会専務理事の <sup>かねこ</sup>金子 <sup>いちお</sup>市夫 委員

J A福島女性部協議会会長の <sup>すずき</sup>鈴木 <sup>はるえ</sup>ハル江 委員

福島県すし商生活衛生同業組合理事長の <sup>ねもと</sup>根本 <sup>せいさぶろう</sup>誠三郎 委員

続いて、両委員のうち、オンラインで参加されている皆様です。

会津大学短期大学部講師の <sup>かとう</sup>加藤 <sup>まこと</sup>亮 委員

司法書士の 松本 晋平 委員  
弁護士の 伊藤 龍太 委員  
福島県生活協同組合連合会代表理事会長の 佐藤 一夫 委員

続いて、福島県消費者教育推進地域協議会委員の皆様です。

福島県社会福祉協議会地域福祉課自立支援課長の 佐藤 正紀 委員  
福島県民生児童委員協議会副会長の 安部 正夫 委員  
福島市立西根中学校長の 加藤 広明 委員

なお、審議会、協議会の両委員を務めていただいております、

福島県消費者団体連絡協議会副会長の 北原 康子 委員  
一般財団法人福島県婦人団体連合会理事の 和田 秀子 議員  
株式会社ヨークベニマル営業企画室総括マネジャーの 伴 多恵子 委員  
福島商工会議所女性会副会長の 亀岡 まゆみ 委員

協議会の委員を務めていただいております、

福島県立川俣高等学校長の 加藤 香洋 委員  
におかれましては、本日、所用によりまして欠席されております。  
紹介は以上となります。

改めまして、審議会16名、協議会20名の委員の皆様、2年間、どうぞよろしくお願  
いたします。

なお、事務局職員につきましては、御手元の出席者名簿のとおりとなっております。  
会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

御手元の配付資料でございますが、資料1番から6番まで全部で6種類となっており  
ます。不足、乱調等がございましたら、お声掛けいただければ、資料をお持ちいたします。

それでは、冒頭の挨拶でもありましたように、本会議は、前半に消費者教育推進地域協議  
会を開催し、後半に消費生活審議会を開催いたします。

なお、公務のため、政策監の金田はここで退席いたします。

それではこれより、消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

協議会の会長選任につきましては、「福島県消費者教育推進地域協議会設置要綱」第3条  
第3項の規定により、委員の互選とされておりますが、本日は委員改選後初めての会議のため、  
会長が選任されておられません。従いまして、会長が選任されるまでの間は事務局で進行  
させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

それでは議題1、会長の選任についてです。会長の選任について御意見があれば、挙手  
をお願いいたします。

特に御意見がなければ、事務局案をお示ししたいと思います。

事務局案といたしましては、中里委員にお願いしたいと考えております。

皆様いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

消費生活課 千葉主幹兼副課長

それでは中里委員に会長をお願いしたいと思います。「福島県消費者教育推進地域協議会設置要綱」第4条第2項により、会長は協議会の会議の議長となることとされておりますので、中里会長、議長をお願いいたします。

(中里会長は議長席へ移動)

中里会長

ただいま会長に選出いただきました中里です。皆様の御協力を頂きながら、円滑な議事運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、職務代理者の指名でございます。議題2の職務代理者の指名は、会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。会長職務代理者は鎌田 真理子委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に議事録署名人の指名を行います。こちらにも議長からの指名で御異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

中里会長

では御異議なしと認めまして、議事録署名人には鎌田 真理子 委員、後藤 江美子 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議題3の消費者教育推進地域協議会に移りたいと思います。今回は協議会委員が改選されて最初の協議会ということで、初めて委員になられた方がいらっしゃいますので、まず始めに、消費者教育推進地域協議会についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

消費生活課 國分課長

(資料1により消費者教育推進地域協議会について、資料4の3ページ(3)により福島県消費者基本計画について、それぞれ説明)

中里会長

協議会の成り立ちについて御理解いただいたと思います。つまり、福島県の消費者基本計画の中に記載されている内容に基づいて、この会を運用しているということになります。

続きまして、議題4に「本県の消費者教育の現状と課題について」という議題がございますので、こちらを議題としたいと思います。この点も事務局から説明をお願いしたいと思います。

消費生活課 三瓶主査

資料2を御覧ください。本会議は令和8年度以降の本県の消費者行政の指針となる次期福島県消費者基本計画に、委員の皆様の御意見を反映させる目的があります。資料は、現在

の福島県消費者基本計画のうち、消費者教育に関する5項目をまとめたものになります。

本会議では、この5項目のうち、(1)の消費者教育の推進に関するもの、(2)の若年者に関するもの、(3)の高齢者に関するものについて現状と課題を御説明し、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えております。(4)の社会情勢に関する内容、(5)の連携に関する内容については、参考として、最後に簡単に現状と課題を御説明します。

(資料2の1～3ページを説明)

中里会長

資料2のうち、若年者の消費者教育の充実の強化について、皆様から御意見ありましたら発言を求めたいと思います。

後藤委員

出前講座の回数は目標値を上回っているということで、とても素晴らしいと思います。リクエストになりますが、特に若年層というところで見れば、なかなか理解を深めていくのは難しい年代だと感じているところがあります。出前講座を受けるだけではなく、ビジュアルの視点から「見る」ことで、理解することも必要ではないかと思っています。私は今、大学院に通っており、そこで先生と読み合わせしたSDGsの本の中で、SDGsのマークを関連する場所に置いて、そこから理解を深めていく事例がありました。そのため、様々なトラブルも、関連するものと、ビジュアルの部分で、掲示をするであるとか、お知らせを作っていくとか、トイレに入ったときに、結構1人で考えることが多いので、そういうところに貼ってみるとか、そういった「視点」から教育ということができないのではないかと思います。

中里会長

ありがとうございます。常に目に入るところに何かアプローチをしていくということですね。そういった工夫もしていただきたいという意見と承りました。

関連してでも、別の視点からでも、いかがでしょうか。

加藤(広)委員

私、社会科の教員だったということもあるので、社会科の公民の中で、消費者教育というのを扱っていましたが、当時私が教えたことに比べると、今の消費者トラブルというのが、巧妙かつ悪質というか、なかなかだまされやすいような状況になっているということがあります。教科書も、改定が3年4年ごとに進むわけですが、それにもう追いつかないようなものがどんどん出てくる状況であるため、ぜひパンフレットなど、今タイムリーなものに合わせて作成していただいたり、また「子供たちが分かりやすく」となると、「読む」よりは、映像で「見る」ことのほうが伝わりやすいですし、それを、色々なところで講座をしていただくというのありがたいのですが、インターネットなどを通して見られるのであれば、教師がそれを解説するというか、子供たちにうまく伝えるということもできますので、もし教師に伝えてほしい内容について、指導用の要約したものを作っていただければ、なお、要点を押さえて伝えるということもできると思いますので、広くそういうものを普及させる方法をとっていただければ、非常にありがたいと考えます。

中里会長

貴重な御意見ありがとうございます。どうしても私たちは、当該対象者に対してアプローチするという考えがちですが、教育してくださる先生にアプローチをするという視点も非常に重要と承りました。ありがとうございます。そのほか気づかれた点、オンラインの方でももしよければ、発言お願いできますでしょうか。

伊藤委員

県の魅力を発信するために、インフルエンサーに発信をお願いすることがあるのであれば、その中で、今はこういう消費者被害が流行しているとか、ロマンス詐欺や闇バイトの問題について、若い人やインスタグラムなどを使う人に響く形で、広報できるかと思うので、そういったパイプがあるのであれば、活用を検討するのはいかがかと思いました。

中里会長

ありがとうございます。こちら新しい視点といいますか、これまでの説明の中には出てこなかったところかと思います。インターネット上で広げるということであれば、そのインターネットに影響力を持ってらっしゃる方ということかもしれません。後ほど、県の担当者の方で発言いただく機会もあるかと思しますので、そのあたりで、現在の工夫等も御紹介いただきながら、今後の計画というところで、インフルエンサー等へのアプローチの可能性も検討いただくというように、取りまとめたいと思います。

続きまして、事務局から次の説明をお願いします。

消費生活課 三瓶主査

(資料2の4～5ページを説明)

中里会長

高齢者向けに、こういった点をもう少し、県に働きかけをしてほしいとか、こういった点で困っているので、サポートしてほしいというような御意見があれば、皆様から発言をお願いしたいと思います。

氏居委員

私自身、地域の民生委員もやっています。やはり、高齢者はどうしても家にこもっているほうが多いと感じます。というのは、社会福祉協議会で、月1回、100歳体操をやりながら、色々なゲームや勉強会をやったりして、うちの地区も、消費者被害についての勉強会を郡山市の消費生活センターにお願いしてやらせていただいたことがあり、「非常にためになる」というお話をいただいたのですが、それ以外に、自宅にひきこもっている高齢者が非常に多いというのが実例だと思います。私たち民生委員も、市から、高齢者の名簿を頂いて月1回必ず訪問して「何かないか」とお話をしているのですが、やっぱり色々な話、電話が来るとの話も頂いています。どちらかというと、私たち民生委員だけではなく、地域の町内会の会長さんなり、隣近所の方は、もう少し高齢者を見守るような体制を作っていただければ、もう少しレベルアップするのかなという感じもいたします。ぜひ、その辺を前に進めていただければと思います。



中里会長

地域の力をということですかね。町内会と既にあるコミュニティーをという部分かと思いました。

安部委員

資料2の4ページを読んできたのですが、今、氏居さんは民生児童委員というお話だったのですが、方部はどちらですか。郡山からいらっしゃったのですか。御苦労さまでございます。福島には約600名の民生児童委員がいます。福島市は26方部あり、年に10回ぐらい会長の連絡会議があります。その中で、大変御無礼な話ですが、この出前講座や今回頂いた資料とか、こういう話が具体的に、グループ別に分かれても、出たことはあまりないです。

だからこの出前講座とか、パンフレット1万4,000部作ったという、この効果はどうかと。現実的に今、氏居さんがお話しになったように、それぞれの26方部で地区ごとに特色がありましようから、一概にほかと一緒にすることはできないのですが、やはり共生社会というか、それぞれの持ち味を生かした中でやっていくしかないのかなと思います。

この会議の中でも、我々、民生児童委員協議会に落とした中で、もっともっとPRされたほうがよろしいのではないかと考えております。それぞれ民生児童委員は、高齢者部会や児童部会、障害者部会、生活援護部会などに分かれてやっておりまして、それぞれにネットワークを広めて、もう少し網を広くすれば、高齢者、我々も、お互いに力をもらって元気になるのかなと。まして福島県では、1月にプラットフォームというか、大きく一面に出たのですが、「単身高齢者、不登校、ひきこもり、全県で防止」というような構築をするということですから、この辺ももう少し認識をアピールされたほうがいいのかと。我々もそういうふうやっていきたいと考えております。

中里委員

ありがとうございます。こちら先ほどの若年者と同じように、当該当事者に直接ということだけではなくて、その周りにより近いところにいる方に御協力を仰ぎながら、アプローチしていくという工夫をもっとしたほうがいいのかと受け止めました。

チラシ(パンフレット)の件など貴重な御意見ありがとうございます。こちらのチラシ(パンフレット)は毎年改定して出されているものかと思えます。チラシ(パンフレット)をどのように配布しているのか、それが行き届いているのかという確認があったのですが、その辺の工夫も、もしかしたら必要かもしれないということかもしれません。

鎌田委員

NPO法人で、いわき市内の全ての地域包括支援センターも請け負っておりまして、地域包括支援センターで行う介護予防のリハビリ教室、シルバーリハビリ教室などでも(パンフレットを)お配りさせていただいているかと思えます。やはり消費者の被害というのが、御存じのように、11月13日のNHKの「クローズアップ現代」でも、MCRの軽度認知症の方たちが、かなり不動産の詐欺にも遭っているということが報道されていきました。我々が知らないところで秘密裏に被害に遭っている方もたくさんおられるということが想定され

ます。実際に私も後見人しているのですが、御近所の方が不動産物件の登記書を偽造して、それを非後見人、認知症の方にまた売っていたというような詐欺まがいのことをやっていたのですけれども、その御近所の方が亡くなって警察に届けるということもありませんでした。

そのように我々が認知していないところの色々な消費者被害というのは、たくさんあるというふうに考えていくと、消費者庁が提唱している消費者安全確保地域協議会、通称見守りネットワーク会議、これはいわき市でも、PRをして、消費者活動の被害を防止するために、お願いしたいということをおの手この手でやってみました。

しかし、見守りネットワークというのは社協に既に安否確認で行われているし、警察の消費者被害の色々な会議もあるし、それからもう一つ、消費生活センターのほうでもあるということで、「3か所もこういう会議があるのだから、これ以上増やせない」ということで、それが壁になっております。そこで、消費者安全確保地域協議会、通称見守りネットワーク会議に対して、県独自で愛称を付けて、その言葉の壁を乗り越えるための、消費者被害に遭いそうな方たちの名簿を作って、御本人の承諾を得ない形ですが、名簿を作って、関係者で協議すると。民生委員さんたちでそれを立ち上げている地区もあるようですし、そういうようなことで、色々な行方場が自治体によって想定されると思うのですが、県独自で、愛称を考えていくことなどを検討いただきたいということと、これまでの委員の皆様方がおっしゃってくださったように、PR、啓発活動を徹底的にやはりしていかないと、今後ますます孤立する高齢者が多いので、被害も拡大していくと想定されますので、ぜひ御検討いただくとありがたいと思いました。

中里会長

ありがとうございます。確かに似たような会議が多いですね。施策を回している方は、これは何の会議なのか分かるのですが、受ける方はどこから来たのかが分からないという問題かと思しますので、このあたりの工夫というのはしてもいいのかと思います。

1番初めの説明の中に、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺という内容があり、また、高齢者の説明についても、やはりSNS型投資詐欺やロマンス詐欺の被害が多いとの内容がありました。皆様の周りで、こういった形で防ぐのに有効であった、こういった方法があればもっと機能したはず、ということがあれば、よろしければ御紹介いただければ施策に反映できるかと思うのですが、アイデアをお持ちの方はいらっしゃいませんか。

佐藤（正）委員

高齢者を含めたSNSの関係なのですが、やはりなかなか、高齢者御本人に情報を届ける、キャッチしていただくというのは、難しいと思います。ですから議論になっているように、地域により近い民生委員の皆様が県内に4,800を超える方々が就任をされ、民児協についても220か所で、毎月のように定例会が開催されているということです。

そういった形で、より地域に近い民生委員さんにまず理解をいただく、そうなった場合に、ここにあるコーディネーターの方々が県内にどれほどいらっしゃって、こういった形でお

願いをすれば、母数が大変多いわけですので、願いをしたときに、1人のコーディネーターの方の抱える負担が大きいのであれば、こういった協議会が、市町村単位でも、設置に努めるという明記があるので、そもそも59市町村ある中で、こういった協議会がどれだけ設置され、いわゆる当該の市町村分の出前講座については、その市町村の協議会が対応するというスキームになっているのか、そういったことであれば、より近いところで、県のこの部署だけでは県全域をカバーし、出前講座を徹底的にやるというのはなかなか難しいと思いますので、そういった出前講座で知っていただくために、市町村としての協議会がどれだけあって、そこにコーディネーターの方がこれだけいるから、何回なら可能とか、そういったところを示していただけますと、我々願うするほうとしても、より明確にいついつとかという話ができるのかなと思っております。

#### 後藤委員

ちょっと違ったら申し訳ないのですが、先ほどからも出ていますように、見守りネットワークということで、様々な団体であったり、民生委員さんであったり、高齢者の見守りをされていると思うのですが、実は私、職場が生協で、生協でも高齢者の見守りということで、通常配達の中で行っているのですが、どちらかというと、人命に関わる見守りが中心になっていると思うのですが、毎週同じ時間に、同じマンション、同じ曜日、同じ時間に品物をお届けして、直接その組合員さんのお顔を見て確認をしてくるっていうところが、私たちの業務の中でもありますので、やっぱりその職員教育の一つとして、こういった消費者問題も一つ取り入れながら、その気づきっていう部分で、会話の気づきっていうことができるっていうことも、私たちの日常、毎週会話をしている中での気づきっていうのもできるのじゃないのかと、今日お話を聞いて思いましたので、やはり様々なそういった見守りネットワークの中で、参加をする団体の中でできることで、高齢者と顔を合わせるときに、その気づきを発見するための、そういった職員に対する教育っていうことも、求めていくことも必要ではないかということ、自分の職場の中のことも戒めながらちょっと話をしているのですが、そんなことも必要ではないかと思いました。

#### 中里会長

ありがとうございました。一旦、少しまとめさせていただいて、恐らく、出前講座であったりとか、地域の福祉関係者、民生委員等への働きかけっていうのも、県はやっているわけですが、しかしそれが実効性に結びつかないというのは、なかなか現実感がないと。情報はたくさんある、パンフレットも含めてたくさんあるのだけど、次の一歩をどうしたらいいのかというところに、気づきづらいという部分があるのかなと、お話を伺っていて思いました。今、傍聴席にも来ていただいてらっしゃるかと思いますが、よくよく考えてみれば毎日のように新聞報道等で、情報は出ているわけで、騙しの手口や何かもあるのに、被害がなくならないということは、それを自分事としていかに見つけるかということが大事なのかなと思います。

身近な方からのアプローチというのが一応大事なんじゃないかという御意見等もあった

ところですので、このあたりが施策に反映できるようになると、実効性が伴ってくるのかなということをお議論を伺いながら思っておりました。

こういった視点が抜けているのじゃないかという御意見等ありましたら、ぜひ御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

#### 根本委員

生活衛生同業組合というのが私たちの上部組織なのですが、生活衛生商売というのは、お客様と直に接する商売でございます。特に私は飲食店、寿司屋ですから、お客様とお話ししながら、仕事をするという機会が毎日のようにあるのですが、お客様の中には会話の中で、ちょっとだまされているのかなとか、ちょっとおかしな内容、おかしな内容って変ですが、何かちょっと普通じゃないような会話が聞こえてくるのですが、だから私たちは、どここの誰々さんが、ちょっとだまされているみたいだとか、ちょっとトラブルに遭っているのじゃないかというのは、気づくときはあるのですが、ただ、その個人情報プライバシーの問題で、どこにそのお話をしているのか、当然私らが直接、解決するということはできないのですから、そういう手段がなかなかなくて、過ごしてしまう期間が多いです。そういうときに、どういうふうな連絡網とか、情報を伝える場所とか機会とか、そういうものをもし教えていただければ、私ら、持ち帰りまして、同業者の仲間にもお伝えできればと、今ちょっと考えていたのですが、そういうものは何かありますか。

#### 鎌田委員

根本委員、貴重なお話ありがとうございます。私、先ほど自己紹介で、地域包括支援センターのお飾り理事長をしていますが、そういうお話を聞きましたら、職員が家庭訪問をします。それはどこからお聞きしたのかとか、どういう案件でというのではなく、安否確認というか、保健師と一緒に、ソーシャルワーカーの社会福祉の専門家と2人1組になってバイタルチェック、血圧検査をしながら、お元気ですかというように、家庭訪問しますので、そのときにお話を何気なくお聞きしていくというような手法で対応できるかと思えますので、地域包括支援センターないしは市役所の高齢福祉課のようなところに御連絡頂ければ、つないでいただけたらと思います。どうも貴重なお話ありがとうございました。

#### 中里会長

もう一つテーマがございましたので、続きまして、また事務局より、最後の部分、社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供と、多様な教育の担い手との連携の点について、要点の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

消費生活課 三瓶主査

(資料2の5～8ページについて説明)

#### 中里会長

ありがとうございます。ただいまの説明、それとおそらく関係するのは、冒頭にいただいた、体系的な消費者教育の推進というところですかね。出前講座の回数のお話もありましたけれども、そういった点とも絡めて、何か御意見ございましたら、皆様から発言をお願いした

いと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、発信方法で、今のテレビ・ラジオCMというような形で今御案内いただいていますけれども、どのようなアプローチの方法が1番リーチするのかなというようなことをもし経験の中で、お感じのことがあれば御紹介いただければなと思っておりますが、どうですかね。難しいですかね。

つながりではないですけれども、私の経験で、実は、学生と話をしていて、彼らが1番情報を取る手段がどこかと聞くと、やはりSNSだというふうに答える割合が多いのですね。3年前、4年前ぐらいは、ツイッターだというふうに言われていたのですが、最近はツイッターではなくT i k T o kで、情報を取るというような話を受けました。加藤委員がおっしゃったとおり、映像というのが、今の若い人たちの情報手段なのだそうです。そうなったときに、一昨年、福島市の会議の中で、ユーチューブでいろいろ映像を出したいと、それが高齢者の方にリーチするという話があったのですが、今度、若者からは、ユーチューブのような長い動画だと、それを見ないと、もう情報は十何秒とか30秒とか1分で終わるものにしてほしいというような意見を頂いたりしました。こうなってくると、どの層に対してどうリーチするのかによって、媒体が変わってくるのかなというような感覚を持っております。

本日も若年者向け、高齢者向け、多様な教育機会というようなところを色々ご紹介頂きましたが、皆様の御意見でもあったように、身近な人から、身近な情報を聞くというのが1番大事という点で考えれば、おそらく、その層が見る媒体っていうのが大事なのかなと思いますので、新聞の各家庭で取っている率っていうのも、高齢者のいる家庭のほうが新聞を取っているということになると、新聞紙上にはSNS型詐欺とか、ロマンス詐欺とかの情報を入れていただくと、リーチがしやすいのかな。あとはそれを気づいていただくということになるでしょうし、映像のほうは、今度は闇バイトであったりとか、SNSの利用の方法とか、こういったようなアプローチがいいのかなということを考えながら、今日会議を進めていきましたので、そういった工夫等も私も立場として、事務局とお話する機会があればお伝えしていきたいと思えますし、次年度以降、計画を策定する中で、こういった点も踏まえて皆様から御意見いただきながら、進められればというふうに考えた次第です。

つらつらと職責を超えて発言をしてしまいましたが、最後、何かこれだけは発言をしておきたいというようなことがございましたら御意見いただいて、閉じようと思っておりますがいかがでしょうか。

佐藤（正）委員

何度も発言してすいません。7ページの資料、多様な教育の担い手との連携ですが、ちょっとアイデアといいますか、たぶん講座を聞いて終わりという形になるので、例えばこの、消費者教育サポーターとかですね、講座を受けた方がよりそこで啓発をする立場ですよということで、認定でもいいのですが、あなたはサポーターですよというような、そういったカードなりを配っていただきますと、受講したほうも、認定を受けたので、より近いところに

積極的に啓発をすると。受けただけではなくて、あなたも仲間といますか、そういうような広がりを持てると、またちょっと違うのかなというふうに思うので、もしそういった御検討がいただければ、よろしいかなと思つての発言です。失礼をいたしました。

中里会長

ありがとうございます。ほかはいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。ほかに御意見がないようであれば、以上で、議事を閉じたいと思います。消費者教育推進地域協議会については、以上で閉会とさせていただきたいと思います。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

熱心な御議論ありがとうございました。いくつか県に対する要望であったりとか、御質問などもちょうだいしまして、時間の関係でこの場で答え切れない部分もありますが、御意見いただいたところ、例えばインスタグラムを活用したものであったりとか、どうすれば若年層に届くのか、また高齢者に対して、見守り体制のお話もいただきました。まさに、総じてやはり地域ぐるみで身近なところで、しっかりお伝えしていく、気づいたら、しかるべきところに消費者被害を防ぐというような役割のところをしっかりつなぐ、そういった仕組みを様々な手段を講じて作っていくということかなと思っております。

今日短い時間で大変恐縮なのですが、頂いた御意見、もう一度事務局でしっかり咀嚼しまして、また皆様の御意見なども参考にさせていただきながら、しっかり次の計画づくりに生かして参りたいと思います。それでは御出席いただきました皆様、本当に貴重な御意見ありがとうございました。次の消費者基本計画の策定に向けて参考にさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時30分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 7 年 2 月 19 日

議 長

中里 真



令和 7 年 2 月 11 日

署名委員

鎌田 真理子



令和 7 年 2 月 4 日

署名委員

後藤 江美子

